

投票に行こう！
 あなたと東京のために



明るい選挙推進のイメージキャラクター
 「選挙のめいすい(明推)くん」

選挙特集号

●東京都知事選挙イメージキャラクターAKB48成人メンバー

投票に行こう！あなたと東京のために



4月10日(日)

午前7:00から午後8:00まで

東京都知事選挙

投票日に予定がある方は 期日前投票を！ 3月25日(金)▶4月9日(土)

東京都選挙管理委員会
<http://www.h23tochijisen.metro.tokyo.jp/>
 区市町村選挙管理委員会



※日野市の期日前投票の詳細は、裏面をご覧ください。

投票日当日の投票状況は、市のホームページでお伝えします。投票状況の発表時間は午前9時、正午、午後3時、午後6時、午後8時(最終)です。なお、集計作業に時間がかかりホームページの表示が遅れる場合があります。

3月8日までに転居届を提出した方は、新しい住所地の投票所で、3

市内で転居した方

にご持参ください。

●選挙のスケジュール

3月24日(木)	東京都知事選挙告示日
25日(金)	期日前投票開始 市役所1階101会議室
	不在者投票開始 市役所5階選挙管理委員会事務局
4月1日(金)	期日前投票開始 七生福祉センター(七生公会堂1階)
6日(水)	期日前投票最終日 七生福祉センター(七生公会堂1階)
9日(土)	期日前投票最終日 市役所1階101会議室
	不在者投票最終日 市役所5階選挙管理委員会事務局
10日(日)	投票日(午前7時~午後8時)
	開票(午後9時から南平体育館)

日野市で投票出来る方

投票するためには、日野市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことのある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、平成3年4月11日までに生まれた方で、平成22年12月23日までに日野市に転入届を提出し、

問合せ先 選挙管理委員会事務局

4月10日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時~午後8時です。私たちの未来を託すこの選挙に、あなたの貴重な一票を有効に生かしましょう。

投票日は
4月10日

東京都知事選挙

入場券は世帯ごと封書で

投票日まで引き続き日野市に住んでいる方です。

投票所入場券は、世帯ごとに封書でお送りします。同じ世帯の方の入場券は、一つの封筒に世帯全員の入場券が入っています。お手元に届いた際は中身をお確かめのうえ、入場券に記載のある投票所へお出かけください。万一、入場券を紛失した場合は、投票当日に、投票所の受付係に申し出て、入場券の再発行を受けてから投票してください。この場合、本人確認出来る保険証・運転免許証などを忘れずにご持参ください。

日野市から転出した方 日野市に転入した方

月9日以降に転居届を提出した方は、前の住所地の投票所で投票してください。

日野市の選挙人名簿に登録されている方で、平成22年12月24日以降に都内の区市町村へ転出した方は、日野市で投票することになります。この際には転出先の区市町村が発行する選挙用住民票の写し(無料)が必要です。また、平成22年12月24日以降に都内の区市町村から日野市に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、日野市で発行する選挙用住民票の写し(無料)を持参すれば前住所地の投票所で投票することが出来ます。

代理投票・点字投票

詳細は、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。いずれも都内区市町村間の住所移転は1回に限る方が投票出来ます。

身体が不自由であったり、ご自分で字が書けない方は、申し出により係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。いずれも、投票所で係員にお声かけください。.....各投票所に車椅子を用意していますので、ご利用ください。

選挙公報は全戸配布

東京都知事選挙の候補者の政見などを掲載した選挙公報を4月8日(金)までに全戸配布します。

なお、次の場所にも備えますのでご利用ください。

市役所1階市民相談窓口
 脇出入口、市役所5階選挙管理委員会事務局、七生支所、七生公会堂、豊田駅連絡所、市内各図書館。

また、視覚障害者など目の不自由な方には、点字版及び音声版の「選挙のお知らせ」を市内各図書館、市役所1階市民相談窓口、脇出入口、市役所5階選挙管理委員会事務局、七生支所、七生公会堂、豊田駅連絡所、市内各図書館に備えます。

選挙ポスター

東京都知事選挙の候補者の選挙運動用ポスターは、日野市選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場に掲示されます。

このポスター掲示場は市内に217カ所あります。

なお、この公営ポスター掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたりすると罰せられます。